



報道提供資料
令和元年10月8日
熊取町総合政策部

熊取町と熊取町内郵便局が包括連携協定を締結しました

これまで熊取町と熊取町内郵便局は、「こども110番の家」運動や「徘徊高齢者等 SOS ネットワーク」への協力、災害協定の締結など、各種事業の運用において個別に連携してきました。このたび、包括連携協定を締結し、これまで以上に双方の資源を有効に活用して、地域住民が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。

○連携内容

- (1) 高齢者等に対する「緩やかな見守り」の実施に関する事
- (2) 認知症の方やその家族を支える地域づくりへの協力に関する事
- (3) 高齢者等の消費者被害の防止に関する事
- (4) 地域や暮らしの安全・安心の確保に関する事
- (5) 未来を担う子どもの育成に関する事
- (6) 熊取町の魅力・情報の発信に関する事
- (7) 災害発生時における相互協力に関する事
- (8) 道路損傷の情報提供に関する事
- (9) 不法投棄の情報提供に関する事
- (10) その他の地域活動支援・地域の活性化・住民サービスの向上に関する事

○添付資料

熊取町と熊取町内郵便局との包括連携協定書

【問い合わせ】
熊取町総合政策部企画経営課
政策企画グループ
担当 明松、橘
TEL 072-452-9016（直通）
FAX 072-452-7103



▲ジャンプ君



▲メジーナちゃん

熊取町と熊取町内郵便局との包括連携協定書

熊取町（以下「甲」という。）と熊取町内郵便局（以下「乙」という。）とは、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を行い、双方の資源を有効に活用して、地域住民が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指す。また、熊取町の魅力・情報の発信をはじめとする地域の活性化や住民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

1. 高齢者等に対する「緩やかな見守り」の実施に関する事
2. 認知症の方やその家族を支える地域づくりへの協力に関する事
3. 高齢者等の消費者被害の防止に関する事
4. 地域や暮らしの安全・安心の確保に関する事
5. 未来を担う子どもの育成に関する事
6. 熊取町の魅力・情報の発信に関する事
7. 災害発生時における相互協力に関する事
8. 道路損傷の情報提供に関する事
9. 不法投棄の情報提供に関する事
10. その他の地域活動支援・地域の活性化・住民サービスの向上に関する事

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項に係る具体的な実施内容について、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときには、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責事項）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項に関する内容について、知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に対し開示又は漏らしてはならない。

(有効期間)

第6条 本協定書の有効期間は、締結日から2020年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2019年 10月 8日

甲 泉南郡熊取町野田一丁目1番1号
熊取町
町長 藤原 敏司

乙 泉南郡熊取町美熊台1-4-1
熊取町内郵便局 代表
熊取野田郵便局長 新井 隆史

泉南郡熊取町紺屋2-27-1
熊取郵便局長 三輪 貴志

第2条第1項各号の具体的実施内容について

1 高齢者等に対する「緩やかな見守り」の実施に関すること

乙は、日常業務において、高齢者等の何らかの異変を発見した場合に、別に甲が提供する連絡先に状況を報告する。ただし、生命の保護の観点から緊急の対応を要すると判断した場合は、所轄の警察署や消防署に直接通報するものとする。

2 認知症の方やその家族を支える地域づくりへの協力に関すること

乙は、「認知症サポーター養成講座」の受講等により、認知症に関する正しい知識の習得に努めるとともに、認知症の方やその家族が困っている場合に可能な範囲で支援する。

3 高齢者等の消費者被害の防止に関すること

乙は、日常業務において、高齢者等の消費者被害の兆候を察知した時は、甲の関係機関等へ状況を報告する等、消費者被害の防止に努める。

また、所轄の警察署等から提供された情報等を元に、消費者被害防止の啓発活動に努める。

4 地域や暮らしの安全・安心の確保に関すること

乙は、「こども110番運動」に協力し、店舗や車両にステッカー等の掲示を行うとともに、地域の子どもの安全に配慮する。

また、「大阪府警察安まちメール」に登録し、リアルタイムで得た防犯情報を元に、地域の安全に配慮する。

5 未来を担う子どもの育成に関すること

乙は、小学校等への出前授業や町探検・職業体験の受入れを通じ、地域の未来を担う子どもの育成の一助を担う。

また、地域イベント（スポーツ振興を含む。）等を通して、子どもの夢と未来を支え、子どもと共に成長していくまちづくりの企画実践に参画する。

6 熊取町の魅力・情報の発信に関すること

乙は、甲が作成する熊取町PRに関するステッカー、ポスター等を郵便窓口ロビーや車両に掲出する等、町内外への熊取町の魅力・情報発信の一助を担う。

7 災害発生時における相互協力に関すること

2015年6月29日締結の「災害発生時における熊取町と熊取町内郵便局の協力に関する協定」に準ずる。

8 道路損傷の情報提供に関すること

乙は業務中に、道路の亀裂・陥没、土砂崩れ等の道路損傷を発見した場合に、別に甲が提供する連絡先に状況を報告する。

9 不法投棄の情報提供に関すること

乙は、業務中に不法投棄と思われる廃棄物を発見した場合に、別に甲が提供する連絡先に状況を報告する。

10 その他の地域活動支援・地域の活性化・住民サービスの向上に関すること

乙は、介護予防、高齢者虐待防止、認知症徘徊行動等による行方不明高齢者の早期発見等、甲の高齢者施策や地域活動支援に協力する。

また、郵便窓口ロビーに、熊取町の広報誌をはじめ、甲が提供する情報誌等を設置するとともに、町内各種イベントへ可能な範囲で参画する。